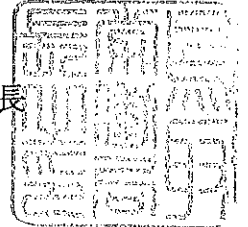


鳥労発総1106第3号  
令和2年11月6日

各 関係機関の長 殿

鳥取労働局長



「令和2年度労働保険適用促進強化期間」の広報依頼について

労働保険行政の円滑な運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働保険（労災保険・雇用保険）制度は、労働者が不幸にも労働災害で被災したり失業した際などに、生活の安定や社会復帰・再就職の促進などを図るために保険給付を行う制度であり、事業の種類を問わず労働者を一人以上使用している場合には、この制度に加入することが法律によって義務付けられています（農林水産業の一部を除く）。

しかしながら、小規模零細事業場を中心として未だに加入手続きを行っていない事業場が相当数存在しているとみられ、厚生労働省では、これらの未手続き事業場の解消を図るため、年間を通じた「労働保険未手続き事業一掃対策」に取り組んでいるところです。

今年度においても、ポスター、リーフレットの活用により、年間を通じた啓発を図るとともに11月1日から30日までの1カ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続き事業の一掃」を主要課題と位置付けて、全県的に集中して適用促進活動を実施します。

つきましては、ポスター（別便）、リーフレットを送付しますので、ポスターの掲示、リーフレットの窓口配布にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回送付しました広報資料の使用期限は令和3年10月31日までとなっていることを申し添えます。



# 急な雨でも、 従業員を守る。



転ばぬ先の傘。

## 労働保険

正社員、パート、アルバイト。  
雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、  
事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。  
忘れずに労働保険の手続きを。

- 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

労災保険

+

雇用保険

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK!